

研究所創立 15 周年記念公開講演会

「PL(製造物責任)法施行を前にして」

1995 (平成 7)年 6 月 28 日,恒例の消費者問題研究所主催公開講演会が名古屋市・栄ガスホールで行われた。テーマは,「PL (製造物責任)法施行を前にして」であった。講演会は,通商産業省産業政策局消費経済課長・伊藤隆一氏財団法人自動車製造物責任相談センター常務理事(事務局良)・佐野正樹氏,弁護士・杉浦英樹氏の三氏をパネラーとして迎え,シンポジウム形式で行われた。小木紀之所長と井上崇通所員がコーディネイター兼スピーカーを務めた。

講演会は角谷登志雄所員の司会で始まり,初めに鈴木正副学長が消費をめぐる大状況を跨まえつつ,消費は今や文化問題であるとの趣旨の挨拶を行った。

各パネラーの発言の大意は次のとおりである。

伊藤隆一氏は,通産省の見解を説明された。

「通産省は PL 法を大きな意味での総合製品安全対策の一環としてとらえている。通産省はこれまでに, PL 法の周知徹底を図ってきた。約 170 ヶ所,延べ 2 万 4 千人に対して説明を行い,その他各種啓発資料の作成・配布等を行ってきた。また,総合製品安全対策の推進を行ってきた。すなわち,第一に,製品事故の未然防止・再発防止のために,安全規制の合理化やモニタリングの強化,表示・取扱説明書の充実,事故情報収集・分析・提供の強化などを行い,第二に,迅速・確実な被害救済のために,相対交渉の基盤整備,裁判外紛争処理体制の整備,原因究明体制の整備等を行ってきた。通産省は中小企業への支援にも努力している。全国の中小企業を対象に PL 法の制度内容及び対応方法等の普及・啓発事業をきめ細かく実施してきたところであり,さらに,低利融資制度の創設(製品の安全性の向上を図るための設備投資を行おうとする中小企業に対して),下請取引の適正化(PL 法施行により生じる親企業の損害賠償責任が下請事業者に不当に転嫁される等のことがないように)などを行ってきたところである。」

佐野正樹氏は,総合製品安全対策のあり方と裁判外紛争処理制度の位置づけにかかわって,自動車業界における裁判外紛争処理機関のあり方と機能について説明された。

「PL 法の制定と自動車業界の対応についていえば,産業界が問題処理上対応すべき点についての方向づけが明確に打ち出されたという意味で,今後の製品安全を考えるに際し,非常に有益である。各企業は,お客様相談部門を充実させ,設計・製造・販売の各部門において安全意識を高めることが必要である。自動車の安全性についていえば,製品としての安全性(その基本的要素は,走る,曲がる,止まる,である),取扱上の安全性,道路状況や歩行者にとっての安全性から成り立っているが,生産者と消費者の間に『安全性のギャップ』とでもいうべき問題であり,双方からこのギャップを埋めていく必要がある。また,自動車業界における裁判外紛争処理機関(ADR)についていえば,相対交渉を前置として,中立・公正な立場で,簡易,迅速,コストミニマムで, PL クレーム及び品質クレームについて,相談業務,和解斡旋業務,審査業務を行う。但し, ADR は原因究明機関ではないことにも注意を促しておきたい。」

杉浦英樹氏は,五つの点について意見を述べられた。

「第一に, PL 法の評価であるが,この法が成立したことによって裁判がやり易くなった。高く評価

したい。とはいえ、証拠開示、情報開示の問題など積み残した問題はあつた。第二に、PL法を消費者はどうか活用すべきかについていへば、安全なものを買うように消費者自身が努力する必要がある。製品による被害には、製品の欠陥によるものと使用ミスによるものがあるが、被害が発生した場合、被害状況を残すこと、被害・事故を引き起こした製品を企業に渡さないこと、早く専門家に相談すること、解決結果を公表することが必要である。第三に、PL法をいかに育てていくかという点についていへば、情報公開法の制定や消費者団体のネットワークの形成が必要である。第四に、原因究明機関のあり方についていへば、複数の機関で究明することが必要であろう。第五に、ADRについていへば、組織や人事の点で透明性に欠けるのではないかなど問題がある。ADRが相対交渉を前置とするという点も問題である。」

これら三氏の発言を受けて、井上崇通所員が、欠陥製品による事故・被害に関する情報の収集・公開の問題点、事故の原因究明に関わる費用負担の問題等について意見を述べた。

そして、三氏がそれぞれ補足意見を述べられた。

伊藤隆一氏は、情報関係については、収集した情報は整理した上で公表していること、原因究明については、国の予算で究明すべきものはきちんと究明すること、等を述べられた。

佐野正樹氏は、相対交渉について、生産者と消費者の間で情報偏在があるとの批判はあたらないこと。ADRの人事については、透明性を期していること、等を述べられた。

杉浦英樹氏は、情報開示に関して、通産省の公表している情報は被害者救済に役立たないことを述べられた。

最後に小木紀之所長が、製造物責任制度時代の消費者教育の必要性がいつそう高まってくることを指摘し、講演会を締めくくつた。

講演会は、PL法施行を直後に控えているという時期でもあり、満員の盛況であり、出席者は熱心にパネラーの発言に耳を傾けていた。

(文責 伊藤幸男所員)